

# 資料 1 前回頂いたご意見と対応案 (違法・違法疑い事例に関する問題について)

第3回 美容医療の適切な実施に関する検討会

厚生労働省 医政局 医事課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 前回頂いたご意見と対応案
2. ヒアリング

### ③ 本検討会の進め方について

- 本検討会では、美容医療が提供される具体的な診療の場面を念頭に、課題の整理を行い、その要因の検討を行いながら、対応案の検討を行うこととしてはどうか。
- 問題となる事例を、大まかには、「法令やガイドラインへの違反事例又は違反が疑われる事例」と、それ以外の「医療水準に課題のある事例」、「消費者保護の観点から不利益を及ぼす事例」「その他」に分けて、課題を整理することとしてはどうか。

#### ① ヒアリングを実施し、課題を整理

#### ② 論点毎に検討

前回議論いただき、本日  
資料1にて対応案を提示

診療

違反・違反疑い事例

例：

- ・無資格者の医行為
- ・無診察治療

医療水準に課題のある事例

例：

- ・経験の浅い医師による施術
- ・不十分な説明

その他

契約

違反・違反疑い事例

例：

- ・モニター商法
- ・解約妨害

利用者に不利益を及ぼす事例

例：

- ・初回の高額契約
- ・広告内容と異なる施術の勧奨

問題となる事例

課題の整理

要因の検討

対応案の検討

# 本日も意見頂きたい論点について

## I.美容医療に関する違法・違法疑い事例に対する保健所の関与と違法事例に対する取締りの支援

- 対応を検討する前提として、保健所による指摘に関する内容も含め、どのような違法・違法疑い事例があるか。  
EX)医療機関においてカウンセラー等(無資格者)が診断等の医行為を行っている、医師が実質的に診察を行わずに薬を処方している、医師の診察や指示なしに看護師等が医行為を実施している(医療脱毛やアートメイク等)
- 美容医療の安全を確保するために、医療機関・医師において、何をどのように記録・報告させるべきか。また、保健所としては、どのような観点でそれらの記録を確認・検査することが有効と考えられるか。
- 保健所が関与することができるケースを整理・明確化することとしてはどうか。

## II.違法・違法疑い事例の発生防止のための取組

- 違法・違法疑い事例を抑止するために、医療機関・医師に対して、どのようなことを求めることが有効と考えられるか。また学会や業界団体として何が出来るか。 EX)ガイドラインの策定、医事法制等に関する研修の実施
- 違法・違法疑い事例について、利用者が未然に察知して利用を拒否したり、利用者が医療機関を適切に選択できるようにするには、どのような取組が考えられるか。 EX)国民向け周知、業界団体によるガイドライン遵守医療機関の公表

## III.その他

- 本日のヒアリング、保健所の意見を踏まえ、どのような対応を行うことが必要と考えられるか。

## 前回いただいたご意見

- 第2回検討会では、違法・違法疑い事例について、以下の意見が出された。

### 違法・違法疑い事例の解釈について

- (ヒアリングにより) 全て美容医療は、医療行為の一分野であると明確にお示しいただいた。美容医療が医行為であれば、色々な制約があり、そもそも違法な行為と不適切な行為を分けていく必要がある。違法な行為は取り締まるべきであるが、なぜ法令が遵守されていないのか、取り締まりができないのか、現行法と現実が乖離している部分がどこにあるのかが論点となる。
- 医師免許のないカウンセラーによる相談ないし治療内容の決定は廃止するといった対策が必要ではないか。
- 不適切な事例については、学会等を含めてガイドラインをしっかりと提示し、何を不適切か、その基準を明らかにしなくてはならない。

### 保健所による立入検査・指導・取締りについて

- 保健所が立入検査をしたときに、何を確認してどう指摘すべきかが分からないという点は重要である。美容医療の記録として適切なものはどのようなものかという基本的な部分を整理することで、立入検査等の最低ラインは担保されるのではないか。
- 厚生労働省が、どのような事例が医行為にあたるのか、またこのような事例の場合には立入検査等を実施すべきと示した通知等を出せば、保健所としては立入検査等が行いやすい。
- 患者から相談があったときに、保健所として、対応方法がわからないケースがあると聞くので、例えば(患者への)聞き取りのマニュアル化や、違法行為かどうかチェックリストを作成することが考えられる。

## 前回いただいたご意見

- 第2回検討会では、違法・違法疑い事例について、以下の意見が出された。

### 診療録の記載について

- ・カルテを見ても最低限の記載しかされておらず、中身を把握することが出来ないという問題が発生している。
- ・一般の病院のようにカルテにカウンセラーの名前、医師の名前や担当、可能であれば時間についての記載をするということを徹底出来れば、ある程度抑止になると思う。
- ・学会や業界団体といった組織で、診療録に関する記載事項についても議論をしていただいて、ガイドライン等を示していただくことが、問題解決の一助となると思う。

### 業界ガイドラインについて

- ・業界によるガイドラインを遵守している医療機関の公表や、標準的な治療ないし医療上一般的に承認された医療準則に従っているかどうかのすみ分けを示すことは、保健所にとっても一般の消費者にとっても貴重な情報となると思うので、検討課題としていただきたいと思っている。
- ・美容に関する医行為をするといった場合に、どのような記録をすることが適切なのかということも、学会等がしっかりとしたガイドライン等を示すことが当然であると考えます。
- ・美容医療運営ガイドラインに関しては、遵守している旨を広告可能であるということにしていきたい。学会認定施設の標榜可能に関しても、併せて認めていただきたい。
- ・日本レーザー医学会や脱毛医学会など専門的な分野について掘り下げている学会を一堂に束ねてディスカッションして決めてくのがよいのではないかと考えており、主導する役割は、公益社団法人の美容医療協会が担っていくべきと考えている。

## 前回いただいたご意見

- 第2回検討会では、違法・違法疑い事例について、以下の意見が出された。

### 医療機関、患者、マスコミにおける医事法制等への理解について

- 医事法制などに関する研修の実施という記載が資料にあるが、これは有効ではないと考える。例えば医師法に抵触するような問題は、知識不足が原因だとはとても考えられないので、この研修でお茶を濁すことがないようにお願いしたい。
- 学会から、メディアや一般の方に対する情報提供をしていただきたい。それぞれの学会において出てきた問題点や注意すべき事象について簡潔に分かりやすく伝えることによって、メディアにも一般の人にも情報が届くと思う。テレビ局が正しい情報を伝えるための材料がないのが現状なので、国民に注意喚起すべき情報は学会内だけでなく、情報提供いただきたい。
- （美容医療の留意事項として、）カウンセリング当日に契約を結ばず、まずはカウンセリングのみ予約し、それでも強引に契約締結を勧めるようであれば一度帰宅することや、ホームページ上で医師の経歴や専門医資格の記載が不十分であるような病院は怪しいと判断すべきということを情報として伝えることが抑止となるのではないかと考える。

### その他

- 定例報告のような制度に関して、自由診療に関しては、保険診療のような形で行われていないという現状が適切なのかと疑問。
- 保健所のヒアリング結果に示されているオンライン診療についての記載を見るに、明らかに医師法違反ではあるが、オンライン診療の適切な実施に関する指針を徹底していれば、防げていたような事例が多い。オンライン診療指針の遵守についても、さらに徹底するようなことが必要だと考える。

# 違法・違法疑い事例に対する対応案

- 第2回検討会までの違法・違法疑い事例に関する議論を踏まえ、以下の対応が考えられないか。

## 課題

- 現行制度では、違法が疑われる医療機関について患者から相談を受けた際に、当該相談等のほかに、調査や指導の手がかりとなる資料がない
- 医事法制は解釈に委ねられる範囲が広い一方で、保健所等による指導や立入検査等において、医師法違反行為かの判断基準や立入検査等の可否が明らかでなく、保健所等が美容医療に関する専門的知識を必ずしも持ち合わせていないこともあり、効果的な指導や立入検査、取締りが困難
- 保健所が指導や立入検査を行う際も、診療録等の記載が十分になされておらず、保健所による問題事例の把握が困難
- 医療機関側においても、医事法制等、美容医療を提供する上で遵守する必要のある法制度への理解が必ずしも十分ではない
- 美容医療を受ける患者自身も、医事法制等について正しく理解しておらず、違法な診療行為等を未然に察知して利用を拒否する等の対策が困難。マスコミ等において、美容医療に適用される法制度の理解が不十分であることも背景
- 特にオンライン診療については、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づいて提供されることとされているにも関わらず、その法的な位置づけが不明瞭であることもあり、必ずしも遵守されていない

## 対応案

- 美容医療を提供する医療機関の違法事例等の実態把握に資する基礎資料の定期的な報告
- 医師法の解釈、保健所等の立入検査・指導のプロセス・法的根拠を明確化し、通知を発出
- 診療録について各診療の実態を確認するために必要な事項を記載事項として追加
- 適用される法制度の内容も含む業界ガイドラインの策定、美容医療に関する国民の理解促進
- オンライン診療指針の位置づけの整理

1. 前回頂いたご意見と対応案
2. ヒアリング

# ヒアリングの進め方

- 各発表者から医療・契約の質や医療安全に関する問題等について10分程度説明いただき、全ての発表者の説明終了後、質疑応答を行う。

## 第1回ヒアリング（前回）

- 貴志和生参考人（日本形成外科学会 理事長）：学会で把握している問題事例、その要因、解決に向けた取組や課題
- 渡辺大輔参考人（日本皮膚科学会 理事）：学会で把握している問題事例、その要因、解決に向けた取組や課題
- 青木律構成員（グリーンウッドスキンクリニック立川 院長）：自院における医療の質の向上の取組

## 第2回ヒアリング（本日）

### ○ 16：15目途～

- 武田啓構成員（日本美容外科学会(JSAPS)理事）：学会で把握している問題事例、その要因、解決に向けた取組や課題

### ○ 16：25目途～

- 鎌倉達郎構成員（日本美容外科学会(JSAS)理事長）：学会で把握している問題事例、その要因、解決に向けた取組や課題

### ○ 16：35目途～

- 實藤健作随行者（共立美容外科 医療経営部部長）：自院における医療の質の向上の取組